

託送料金見直しの当社電気料金への反映
および供給条件の一部見直しについて

2026 年 8 月 31 日

東京電力エナジーパートナー株式会社

2026 年 11 月 1 日に、各一般送配電事業者が定める託送料金の見直しが予定^{※1}されていることを受け、当社は同日から、託送料金の見直し内容を電気料金に反映することを予定しております^{※2}。

具体的な電気料金単価は、託送料金の見直し内容を踏まえ、当社ホームページ等にて別途お知らせいたします^{※3}。

また、上記にあわせて、電気需給約款〔特別高圧・高圧〕および電気需給約款〔低圧〕につきまして、解約のお知らせ方法の見直し等供給条件の一部見直し（以下「供給条件見直し」）を同日より予定しております。

<供給条件見直しの内容>

（１）電気需給約款〔特別高圧・高圧〕および電気需給約款〔低圧〕共通

○電磁的方法の明確化

電気需給約款を変更する場合の周知や契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の提供等に用いる電磁的方法について、電子メール、ショートメッセージサービスまたは当社ホームページ等を用いることを明確化いたします^{※4}。

（２）電気需給約款〔低圧〕

○協議により定める使用電力量の扱いの変更

計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合の使用電力量は、当社とお客さまとの協議により定めておりますが、当社と一般送配電事業者等との協議により定めることに変更いたします^{※5}。

○料金の支払義務発生日の変更

支払義務発生日を、一般送配電事業者等から検針の結果等を受領したことにより、当社にて料金の請求が可能となった日から、当社が一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量を受領した日に変更いたします^{※6}。

○解約のお知らせ方法の見直し

当社は、次のお知らせのために書面の発送、電話、電子メールまたはショートメッセージサービスを用いることを明確化いたします。また、お客さまが正当な理由なくお知らせを受け取られない場合は、お知らせのための書面を書留郵便にて発送し、書面を発送した日から 2 日後にお知らせをしたものとみなすことに見直しいたします。

- ・一般送配電事業者の託送供給等約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ・お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合 等

○災害時における特別措置の罹災証明書の扱いの変更

災害時における特別措置（支払期日の延伸、不使用日の基本料金免除等）の適用のお申出をいただく場合、罹災証明書等の提出を原則としておりましたが、必要に応じて提出いただくことに変更いたします。

以 上

- ※1 経済産業省資源エネルギー庁ニュースリリース「[一般送配電事業者 8 社から託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を受理しました](#)」(2026 年 7 月 10 日)、「[中国電力ネットワーク株式会社から託送供給等約款の変更届出を受理しました](#)」(2026 年 8 月 24 日)
- ※2 当社の電気料金には、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際に発生する送配電設備利用料である託送料金が含まれております。
- ※3 規制料金の料金単価については、経済産業大臣への特定小売供給約款の変更届出を経て確定いたします。
- ※4 特別高圧・高圧のお客さまについては、電磁的方法にショートメッセージサービスは含まれません。
- ※5 当社が使用電力量を協議する際に依拠する基準は変わりませんので、見直し前後で協議結果に実質的な差はございません。
- ※6 見直し前後で支払義務発生日に実質的な差はございません。